

## 神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第9条に基づく施行細目

### (目的)

第1条 この細目は、「神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱」(以下「要綱」という。)の定めるところにより、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (届出)

第2条 要綱第3条第1項に規定する受水槽水道の設置の届出及び要綱第3条第2項に規定する届出事項の変更の届出は、様式第1号の受水槽水道設置届により行うものとする。

2 要綱第3条第2項に規定する受水槽水道の廃止の届出は、様式第2号の届書により行うものとする。

3 要綱第3条第3項に規定する受水槽水道の休止、再開の届出は様式第3号の届書により行うものとする。

### (検査機関)

第3条 要綱第2条第9号に定める検査機関(以下「検査機関」という。)は、要綱第5条第1項及び第2項に規定する検査又は水道法第34条の2第2項に規定する検査を終了したときは、検査の実施状況を様式第4号及び第5号により四半期毎に健康局長あて報告するものとする。ただし、検査の結果、特に衛生上問題があると認められる施設については、設置者等の了解を得たうえ、直ちにこれを保健所長あて報告するものとする。

2 検査機関は、保健所長の行う衛生指導等に協力し、管理状況の定期検査の実施等受水槽水道の維持管理に関する啓発活動に努めるものとする。

### (定期検査の内容)

第4条 要綱第5条第3項に規定する別に定める点検項目は、別表に掲げるとおりとする。

### (適合証の交付)

第5条 要綱第8条に規定する受水槽水道管理状況適合証は様式第6号のとおりとする。

## 附 則

### (施行期日)

この細目は、平成11年4月1日から施行する。

### (施行期日)

この細目は、平成16年3月31日から施行する。

### (施行期日)

この細目は、平成31年4月1日から施行する。

### (施行期日)

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

### (施行期日)

この細目は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和7年4月1日から施行する。

受付年月日	
受付番号	

受水タンク工事(変更)届 / 受水槽水道設置(変更)届

新設  変更

届出者 又は 工事申込者	住所:	水道工事事業者  [工事を行う場合は記入すること]	住所:
	氏名:		氏名:
	電話:		電話:
連絡窓口	工事完了以降に当該届出について内容確認のとれる連絡先をご記入ください。		氏名: 電話:
水栓番号			
建築物所在地	住所:		
	名称:	建築物用途・戸数	戸

【受水タンク工事(変更)届】

- 受水タンク以下装置は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう給水装置ではないので受水タンク以下装置及びそれにより供給される水の水质等の管理は届出者が責任をもって行うこと。
  - 受水タンクの有効容量が10立方メートルを超えるものについては、水道法・同施行令及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等の規定に基づき適正に管理すること。
  - 受水タンクの有効容量が10立方メートル以下のものについても、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱（平成11年要綱）の規定に基づき、水质の管理のために必要な受水タンクの掃除を年に1回は定期的に行うこと。
- 事故発生時における対策、修繕工事などを行う場合は、指定した水道工事事業者に実施させること。
- 下記（1）～（4）の事項に異動または変更する場合は、事前に水道局給水課と協議した上で必要な諸手続きを、届出者が責任をもって処理すること。
  - 受水タンク（低置タンク・高置タンク・高架タンク）の改善または変更工事。
  - 設置者・管理者の変更。
  - 料金算定の基礎となる使用戸数の増減、用途の変更。
  - 届出者が指定する水道工事事業者の変更。
- 市が必要と認めるときは、受水タンク以下装置についての立ち入り検査を承認し、その結果として発生する改善命令を遵守すること。
- 上記の条件を各戸（室）の使用者に徹底することはもとより受水タンク以下の装置について、問題が生じたときは届出者の責任において解決することを誓約します。

【受水槽水道設置(変更)届】

下記のとおり、(受水槽水道を設置した/届出事項に変更があった)ので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第(1/2)項の規定に基づき、届出ます。なお、未定とした項目については、内容が決定次第、速やかに届出ます。

下記項目すべてをご記入ください。

変更の届出にあつては、変更事項口にレ点を入れ、変更後の内容を記入してください。

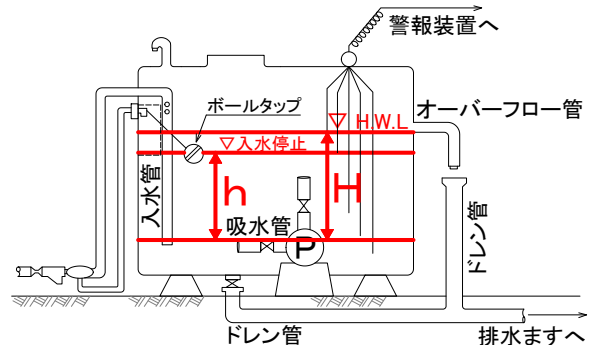
<input type="checkbox"/>	建築物	名称	<input type="checkbox"/> 同上	その他	(棟数など)
<input type="checkbox"/>	設置数	低置タンク: ( ) 基		高置タンク・高架タンク: ( ) 基	
<input type="checkbox"/>	設置者	住所			
		氏名	電話		
<input type="checkbox"/>	管理者	住所			
		氏名	電話		

※)設置者とは、受水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権原を有する者をいう。

<b>□ 受水タンク(受水槽水道)の概要</b>	
1. 局メーター数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 戸
2. 建築構造	造 地下 <input type="text"/> 階 地上 <input type="text"/> <input type="text"/> 階建 棟数 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 棟
3. 受水方式	<input type="text"/> 1: 低置タンクのみ 2: 高置(高架)タンク直結式 <input type="text"/> <input type="text"/> 階に設置 (記入例) 地下1階、地上1階、屋上階 3: 高置タンク式
4. 受水タンク以下給水方式	<input type="text"/> 1: 高置(高架)タンク流下給水 <input type="text"/> <input type="text"/> 階以上受水タンク給水 2: 加圧(気圧)給水 3: 蓄圧給水
5. 低置タンク構造	<input type="text"/> 1: 床置型(六面) <input type="text"/> 1: 屋内 <input type="text"/> 1: 1槽式 C: コンクリート製 2: 地下式(埋込) <input type="text"/> 2: 屋外 <input type="text"/> 2: 2槽式 F: FRP(樹脂製) 3: 半地下式 <input type="text"/> 3: 消火併用式 S: 鋼板製 E: その他(SUS・ )
メーカー名	<input type="text"/> 方形 <input type="text"/> 円筒形 <input type="text"/> 球形
有効容量(タンク容量)	<input type="text"/> m × <input type="text"/> m × (H) m <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
有効容量(運用容量)	<input type="text"/> m × <input type="text"/> m × (h) m <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
6. 高置タンク構造(高架)	<input type="text"/> C: コンクリート製 S: 鋼板製 F: FRP(樹脂製) E: その他(SUS・ )
メーカー名	<input type="text"/> 方形 <input type="text"/> 円筒形 <input type="text"/> 球形
有効容量(タンク容量)	<input type="text"/> m × <input type="text"/> m × (H) m <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
有効容量(運用容量)	<input type="text"/> m × <input type="text"/> m × (h) m <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
8. 主要管種	<input type="text"/> <input type="text"/> VP: 塩化ビニル管 CU: 銅管 PE: ポリエチレン管 HD: ヘッダ工法 VL: 塩化ビニルライニング鋼管 EX: その他(ダクタイル鑄鉄管・鋼管・ )
9. その他(1:あり)	<input type="text"/> 雑用水槽 <input type="text"/> 滅菌装置 <input type="text"/> 直結水栓 ( ~ )階部分( )栓 <input type="text"/> 建築物衛生法に該当

記入上の注意

- ・添付書類
- ① 受水タンク周辺の重要な構造物の配置の略図  
(受水タンク、高置タンク、水道直結栓等の平面図、系統図)
- ② 建築物所在地の略図
- ・タンク容量と運用容量について  
 タンク容量 : 受水槽平面積 × H(右図)  
 運用容量 : 受水槽平面積 × h(右図)
- ・受水タンク(水道事業の用に供する水道水を最初に受けるタンク)ごとに上記概要を記載すること。
- ・受水タンクが複数ある場合は、別紙<継続紙>を用いること。



<b>届出者が指定する水道工事事業者</b>
住所:
氏名:
電話:
当店(当社)は前記申請施設内で発生する給水事故について 応急対応を責任をもってお願いします。

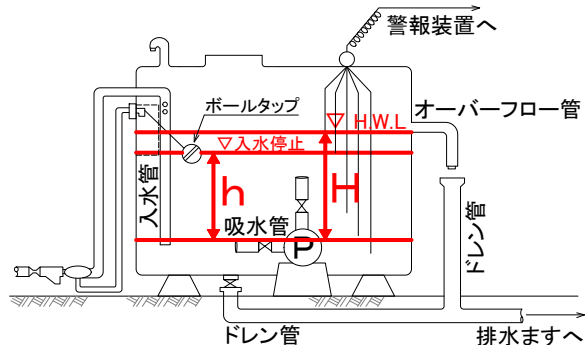
<b>備考欄</b>

< 継続紙 >

<input type="checkbox"/>	<b>受水タンク(受水槽水道)の概要</b>			
1. 局メーター数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	戸
2. 建築構造	造	地下 <input type="text"/> 階	地上 <input type="text"/> 階	棟数 <input type="text"/> 棟
3. 受水方式	<input type="text"/>	1: 低置タンクのみ 3: 高置タンク式	2: 高置(高架)タンク直結式	<input type="text"/> 階に設置 (記入例) 地下1階、地上1階、屋上階
4. 受水タンク以下 給水方式	<input type="text"/>	1: 高置(高架)タンク流下給水 2: 加圧(気圧)給水	3: 着圧給水	<input type="text"/> 階以上受水タンク給水
5. 低置タンク構造	<input type="text"/>	1: 床置型(六面) 2: 地下式(埋込) 3: 半地下式	1: 屋内 2: 屋外	<input type="text"/> 1: 1槽式 2: 2槽式 3: 消火併用式 C: コンクリート製 F: FRP(樹脂製) S: 鋼板製 E: その他(SUS・ )
メーカー名	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 方形 <input type="checkbox"/> 円筒形 <input type="checkbox"/> 球形	
有効容量(タンク容量)	<input type="text"/> m ×	<input type="text"/> m × (H)	<input type="text"/> m	<input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
有効容量(運用容量)	<input type="text"/> m ×	<input type="text"/> m × (h)	<input type="text"/> m	<input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
6. 高置タンク構造 (高架)	<input type="text"/>	C: コンクリート製 F: FRP(樹脂製)	S: 鋼板製 E: その他(SUS・ )	
メーカー名	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 方形 <input type="checkbox"/> 円筒形 <input type="checkbox"/> 球形	
有効容量(タンク容量)	<input type="text"/> m ×	<input type="text"/> m × (H)	<input type="text"/> m	<input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
有効容量(運用容量)	<input type="text"/> m ×	<input type="text"/> m × (h)	<input type="text"/> m	<input type="text"/> m <sup>3</sup> (少数第1位まで記入)
8. 主要管種	<input type="text"/>	VP: 塩化ビニル管 CU: 銅管 PE: ポリエチレン管 HD: ヘッダ工法 VL: 塩化ビニルライニング鋼管 EX: その他(ダクタイル鋳鉄管・鋼管・ )		
9. その他 (1: あり)	<input type="checkbox"/> 雑用水槽	<input type="checkbox"/> 滅菌装置	<input type="checkbox"/> 直結水栓 ( ~ )階部分( )栓	<input type="checkbox"/> 建築物衛生法 に該当

記入上の注意

- ・添付書類
- ① 受水タンク周辺の重要な構造物の配置の略図  
(受水タンク、高置タンク、水道直結栓等の平面図、系統図)
- ② 建築物所在地の略図
- ・タンク容量と運用容量について  
 タンク容量 : 受水槽平面積 × H(右図)  
 運用容量 : 受水槽平面積 × h(右図)
- ・受水タンク(水道事業の用に供する水道水を最初に受けるタンク)ごとに上記概要を記載すること。
- ・受水タンクが複数ある場合は、別紙<継続紙>を用いること。



備考欄

## 受水タンク（受水槽水道） 廃止届

年 月 日

神戸市保健所長  
神戸市水道事業管理者 あて

届出者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

届出者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

建築物所在地

建築物名称

水栓番号

受水槽水道を廃止したので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第2項の規定に基づき、届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	建物取り壊し ・ 水道直結化 ・ その他（ ）

※受水タンクの廃止とは、同一水栓番号の受水タンクの低置タンク・高置タンクの全ての撤去とする。

水道局給水課 ⇒ 衛生監視事務所

## 休止・再開届

年 月 日

神戸市保健所長 へ

届出者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

電話（ ） -

届出者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

建築物所在地

建築物名称

水栓番号 第 号

受水槽水道の使用を（休止・再開）したので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第3項の規定に基づき、届け出ます。

1	休止期間及び理由	年 月 日 から 年 月 日 理由：
2	再開年月日	年 月 日

### ○添付資料

同一水栓番号の受水槽水道を複数設置している場合は、使用を休止又は再開した受水槽の場所を明示した見取り図。







様式第5号（裏）

不 適 合 内 訳	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	件数										
	項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	件数										
	項目	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	件数										
	項目	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	件数										
	項目	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
	件数										
	項目	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
	件数										
	項目	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
	件数										
項目	71	72	73	74							
件数											

通 報 内 訳	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	件数										
	項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	件数										
	項目	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	件数										
	項目	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	件数										
	項目	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
	件数										
	項目	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
	件数										
	項目	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
	件数										
項目	71	72	73	74							
件数											

様式第6号

年度  
受水槽水道管理状況適合証

本施設の受水槽水道は1年に1回の定期検査に適合しています。

受検日： . .

神戸市健康局

検査事項		No	判定基準
施設及びその管理の状態に関する事項	受水槽	1 水槽の周囲の状況	1 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
			2 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
			3 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
		2 水槽本体の状態	4 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
			5 亀裂箇所がないこと。
			6 漏水箇所がないこと。
			7 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
		3 水槽上部の状態	8 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
	9 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		
	4 水槽内部の状態	10 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
		11 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
		12 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	
		13 清掃が年1回定期的に行われていることが明らかであること。	
		14 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		15 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		16 流入口と流出口が近接していないこと。	
	5 水槽のマンホールの状態	17 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
		18 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	
	6 水槽のオーバーフロー管の状態	19 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		20 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
		21 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
		22 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		23 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
	7 水槽の通気管の状態	24 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		25 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。	
		26 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
	8 水抜管の状態	27 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		28 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
	高置水槽	1 水槽の周囲の状況	29 通気管として十分な有効面積を有するものであること。
			30 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
			31 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。
2 水槽本体の状態		32 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	
		33 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	
		34 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
		35 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
3 水槽上部の状態		36 亀裂箇所がないこと。	
		37 漏水箇所がないこと。	
		38 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	
		39 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	
4 水槽内部の状態		40 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	
		41 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
		42 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
		43 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	
		44 掃除が年1回定期的に行われていることが明らかであること。	
		45 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		46 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
5 水槽のマンホールの状態		47 流入口と流出口が近接していないこと。	
		48 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
6 水槽のオーバーフロー管の状態		49 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	
		50 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		51 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
		52 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
		53 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
7 水槽の通気管の状態		54 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		55 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		56 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。	
8 水抜管の状態		57 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
		58 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
9 給水管等の状態		59 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		60 通気管として十分な有効面積を有するものであること。	
水質検査	10 臭気	61 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		62 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。	
		63 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		64 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
		65 給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
		66 給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
書類検査	16 書類の整理保存の状態	67 給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
		68 給水栓における水の色度が5度以下であること。	
		69 給水栓における水の濁度が2度以下であること。	
		70 給水栓における水に残留塩素が検出されること。	
		71 受水槽等の設備の配置及び系統を明らかにした図面が適切に整理及び保存されていること。	
72 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平図面が適切に整理及び保存されていること。			
73 水槽の掃除の記録が適切に整理及び保存されていること。			
74 その他の帳簿書類が適切に整理及び保存されていること。			